

懲罰特別委員会会議録

開閉日時 令和5年3月14日(火) 午後2時21分～午後3時54分
会 場 高浜市議場及び正副議長室

1. 出席者

3番 杉浦 康憲、 5番 岡田 公作、 7番 長谷川広昌、
8番 黒川 美克、 9番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、
14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー
議長(12番) 鈴木 勝彦、 副議長(2番) 神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 6番 柴田 耕一、 11番 北川 広人、
13番 今原ゆかり、
一般2名

4. 説明のため出席した者

4番 杉浦 浩一、 16番 倉田 利奈

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 杉浦浩一議員に対する処分要求の件について

7. 会議経過

説（事務局長） それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長が共におりませんので、委員会条例第10条第2項の規定に基づき、年長委員である内藤とし子委員に臨時委員長をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

臨時委員長 これより委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

意（9） 指名推選でお願いします。

臨時委員長 それでは、指名推選の方法によることにいたしたいと思います、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言をされた委員に、どなたか指名をお願いいたします。

意（9） 杉浦辰夫委員に委員長をお願いしたいと思います。

臨時委員長 ただいま、委員長に杉浦辰夫委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、杉浦辰夫委員が委員長に選出されました。

ただいま、委員長に選出されました杉浦辰夫委員に就任の御挨拶をお願いいたします。

その前に、席を交代させていただきます。

委員長挨拶

委員長 それでは、これより副委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

副委員長の選出は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

意（９） 指名推選でお願いします。

委員長 それでは、指名推選の方法によることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言された委員に、どなたか御指名をお願いいたします。

意（９） 小嶋克文委員にお願いします。

委員長 ただいま、副委員長に小嶋克文委員との発言がございました。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

よって、小嶋克文委員が副委員長に選出されました。

ただいま、副委員長に選出されました小嶋克文委員に就任の御挨拶をお願いいたします。

副委員長挨拶

委員長 正副委員長の互選が終わりましたので、これを議長に報告するため、暫時休憩いたしますが、本会議終了後、本日再開し、処分要求の審査を行って、

御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

本会議終了後に再開しますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 2 時 28 分

再開 午後 2 時 38 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承願います。

本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

《議 題》

1 杉浦浩一議員に対する処分要求の件について

委員長 それでは 3 月 14 日の本会議において付託されました、杉浦浩一議員に対する処分要求の件についてを議題といたします。

当委員会に付託されました案件は、倉田議員ほか 1 名から杉浦浩一議員に対し、公開の議場における陳謝を求める処分要求についてであり、当委員会では杉浦浩一議員に陳謝の懲罰を科すべきか否かを審査の上、決定していただくこ

とになりますので、よろしくお願ひいたします。

また、資料として未定稿ではありますが、3月2日の本会議の会議録の抜粋を資料としてお配りしています。

10分程度時間を取りますので、まずは御一読ください。

資料内容確認

委員長 読み終えられましたでしょうか。いいでしょうか。続けてよろしいですか。

異議なし

委員長 それでは、処分要求の提出理由の説明を求めます。

倉田議員、お願ひいたします。

説(16) 2023年3月2日開催の本会議におきまして、杉浦浩一議員が私に向かってにらみつけながら、「しゃべるな」、「うっせえわ」と発言がありました。

委員長 着席して結構です。どうぞ。

説(16) あまりにも大きな声で言われましたので、私は恫喝されたと感じました。この発言は明らかに人権侵害であり侮辱するものです。

その後、杉浦浩一議員は「独り言」と言っておりましたが、議場にいた職員や議員のほとんどがしっかり聞こえるような大きな声での発言でしたので、独り言ではありません。また、無礼な言葉であり、議会の品位を落とす行為でもあります。

先ほど、北川議員から、既成事実がないというような発言がありましたが、杉浦浩一議員の弁明により発言したことは明らかであります。

以上により、地方自治法第132条及び第133条の規定により、処分を要求しますが、先ほど、既成事実がないことに対していろいろ質問がございましたが、侮辱に対する措置として、地方自治法第133条において、議会の会議又は委員

会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができると規定されておりまして、議員が本会議や委員会で侮辱を受けたと思うときは、議会に対してその事実を申し立てて、侮辱した議員の懲罰を要求することができるという文献がございます。

私は侮辱を受けたと思っております。ですので、地方自治法第 132 条及び第 133 条の規定により、処分を要求いたします。

処分を要求する懲罰の種類は、公開の議場における陳謝でございます。

以上です。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を求めます。

問（3） そうですね、あの日を思い起こせば、皆さん、ここに見える方、見えましたが、大変ちょっと議会が不規則発言が多くて、私自身が休憩の動議を出させていただきました。それはもう皆さん御承知のとおりだと思います。

先ほど、今、倉田議員のほうで、自分が感じたということでしたら、感じたことは確かでしょう。でも、確かに僕もここに、隣に杉浦浩一議員がいましたが、声を出すときに、僕もびっくりし、うわっと見たら、下向いてなんか大きな声を出したな、くらいのは思いましたが、確かにあのときは、いろんな方が不規則発言をされてました。なので、それが、じゃあ倉田議員個人だけに言われたかと言われたら、僕はそうでもないと思うし、全員に対して言ったのかなと思っております。

もう一点、言わせてもらおうと、倉田議員がきちんと手を挙げて、議長に許可を得て自分の意見を言っているとき、そういったときに対して、ああいった発言があった場合は、それは確かに侮辱だと思います。確かにあのタイミング、この議事録を見る限りでは、不規則発言がたくさんある中、議長が議会の進行を真っすぐに戻そうとした中で、浩一議員が、言い方が悪かったかもしれませんが、ちゃんと議会をやろうよと、ルールに従ってということと言われたと思いますので、すいません、話がちょっと横にずれてしまいましたけど。

倉田議員に聞きたいのは、ここによると不規則発言が議事録に載っています。間違いなくこの中には、倉田議員の言葉もありますよね。それは、どうでしょうか。

答（16） 私はこのときに、動議を議長に求めたところ、動議ではないということで、動議に対しての対応がなかったということで、私も不規則発言はしております。

意（3） じゃあ、それで結構です。

答（16） あと、すいません。私は完全に私のほうを下からにらみつけられたというふうに私は捉えました。それから、私は確かに先ほど浩一議員がおっしゃったように、議会を正常化しようと思ったっていうのも分かります。

でも、正常化しようと思ったとしても、それはやはり議場での言葉っていうのは、きちんと選んで発言すべきと思います。ここは家ではありませんので、公の場、ましてや厳粛な議会の場でございますので、やはりそういう面におきましては、132 条の言論の品位というところで、普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとなっております。

私は、あの言葉は、公の場で一切使う言葉ではないと思っておりますので、今回、懲罰の処分要求書を提出したまでです。

以上です。

問（3） すいません。もう一点教えてください。

いろんな言葉が出てますが、倉田議員の中でこの処分要求書、こちらのほうを見ると、侮辱、人権侵害という言葉もありますが、先ほど本会議中のお話によると、あと議事録を見ると、パワハラという言葉も入ってます。

三つの言葉をいろいろ交じっているんですけど。少なくとも、パワハラというのは立場が上の人間とか、どうしても言う事を聞かされ、立場が上ってことですね。という話ですので、パワハラには、浩一議員も倉田議員も全く同格だと思いますので、恫喝されたのか侮辱なのか人権侵害っていうのは分かりますけど、分かりますというか、何となくそう感じたのかなと思いますけど、パワハラというのはまた別なのかなと思いますけど、その点はどうでしょうか。

答（16） パワハラというのは、立場が上の人から下の人に言うものっていう、この言葉ができた当時は、そのような定義でございました。

ただ、今、あまりに立場が下のものから、例えば、部下から上司に言うのも

パワハラという意味合いで使われてるっていうことは、今、社会通念上、起きておりますので、私はその瞬間はパワハラだと思ったんですね。

ですけど、やはり、あまりにもちょっと言葉的に、公の場で言うような言葉ではなく、私は自分に言われたっていうふうに理解しておりますので、人権侵害であり、侮辱するものであったなと思いますし、パワハラ的な言葉であったとも思っております。

以上です。

問（9） 要求書の部分ちょっと教えてほしいんですけども、先ほどからずっと出てますけども、侮辱を与えた者、侮辱を受けた事実または事情と書いてありますけども、倉田議員の中で侮辱というものをどういうふうに理解をされているのか教えてもらいたいと思います。

答（16） いや、侮辱は侮辱です。ですから、私に対するひどい言葉を発せられたと思っております。私は侮辱であるというふうに捉えました。

問（9） すいません。先ほど、3番委員さんの答弁とかだと、社会通念上だとか今はこういうふうな形でという、パワハラ定義の説明をされたと思うので、それと同じようにその侮辱の社会通念上の定義もどういうふうに理解しているのか、教えていただけたらと思います。

答（16） 私の立場をおとしめるような発言だと思っております。

問（9） ではちょっと、先ほどの私たちが読まさせていただきました、抜粋ですね、会議録の。抜粋を見ますと、杉浦浩一議員が発言されてるのが、「しゃべるな」と。倉田議員のほうから出されてるものだと、「しゃべるな」「うっせいな」と。ここがどういうふうにおとしめる形になっているのかと。

この会議録を見ますと、不規則発言に対する、きつい言葉なのかもしれないですけども、多分、我慢に我慢を重ねて出た言葉なのかなと思いますけども、そこにどういうふうに倉田議員をおとしめるような侮辱、倉田議員が理解する侮辱に当たるのかがちょっと私は理解できないんで、その辺がよく分からない。

答（16） そうですね、私は議長の責務として、高浜市議会議長は議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めることとなっていることから、私は、私の発言に対して、きちんと対応していただけなかったと思いました。

なので、そのあとに問題があるということで、発言をしたんですけど、そのあとに私に対して「しゃべるな」、「うっせいな」っていう言葉は、やはり、圧力的っていうか、しゃべらせないっていうか、そういった発言であり、私に対する侮辱発言であるというふうに感じます。

問（9） 会議録をもう少し先からずっとありますので、ちょっと見ていきますと、ほかの議員さんからも15番議員、それから16番議員の声がうるさくて聞こえないと。議長に宛てて注意をしていただきたいという意見が出ております。

その中でもまだずっとこれ見ていきますと、議長に対して「動議」という話を出しておりますけども、実際の動議としてという形の動議の提案にもなっておらないと。ただ、「動議」と言って、議会で発言だけをしているというような形に対しまして、議長が議事整理権を使って整理をさせていただいていると。それでもまだ、倉田議員だと思っておりますけども、これ16番、まだずっとぶつぶつなんか言われているということに対して、初めてここで、4番議員さんが、「しゃべるな」、「うっせいな」という話かなというふうに見ますので、これを見ると、逆にやっぱり不規則発言が多いことに対するの注意という形で僕は捉えられるなというふうに思っておりますので、申し訳ないですけども、倉田議員の言われていることをちょっと僕は理解ができません。

答（16） 理解できないのは、柳沢議員の主観であって、私は非常に傷つきました、この言葉。この言葉を議場という厳粛な場で私に向けてされたっていうことは、本当に私は杉浦浩一議員がまだそんなに一緒に議場に、途中で補選で入った議員ですのでよく分かりませんが、真摯に真面目に議会運営に取り組んでいらっしゃると思っていました。

そんな杉浦浩一議員から、このような発言がありましたので、私は本当に傷つきました。そういう意味で、今回、出させていただいたというところでございます。

問（9） 百歩譲ってですけども、倉田議員が、例えば議長の許可を得て正式に答弁なり、意見を言われている状況に対して、ほかの議員さんから同じような発言があった場合は、これはやっぱり懲罰の対象になるのかなと思っておりますけ

ども、このときというのは、多分、議長がお話をされてたときであって、そのとき発言を議長にいろいろ求めて見えたのは15番議員さんだったと、僕は記憶をしております。なので、16番議員さんのこの発言というのは、あくまでも、議長の制止をずっと無視して、ずっとしゃべっているということは、これ不規則発言という形に捉えられると思いますので、それに対しての注意ということなので、全く、その侮辱だとかそういったパワハラだとかっていう形ではないと思います。

逆に多分、議場の状況を見ながら苦しんで見えたのは、4番議員さんのほうなのかなというふうに感じますけども。

答(16) あくまでも議事整理権は議長にあると思っております。ですから、議長がそれは注意すべきこととか何かあればそれは言うべきことだと思います。ですから、もし杉浦浩一議員が何か思うことがあれば、それは動議として議長にお話しされるっていうのが、私は正しいやり方だと思っております。

ちなみにその前の議長の話で、私、この資料の最終ページの前、これを見ますと、倉田議員から緊急動議が出ましたけれども、総括質疑と関連のない動議でしたので、発言を許可しませんっていうふうにおっしゃってるんですね。これ、全く関係のない質疑ではありませんでしたので、なので、私はすごく議事運営に疑義がございました。確かに、静粛にするようにっていうことは、議長のほうから、そのように、このようなちょっと言い方悪いかもしれないですが、汚いような言葉ではなくて、きちんと議事運営を、議事進行していただければいいんじゃないかなと思います。そういう面でこういう発言っていうのが、あまりにもちょっとふさわしくないというか、私は議会の中では不適切な言葉だと思っております。

問(9) 端的にちょっとお伺いしますけども、当時、議会中に、倉田議員は議長からこれ注意をされたっていうふうな感覚はなかったんですか。

答(16) 私も音声とか聞いたりしてきましたけど、この議事録を見ても私に対して、周囲の言葉っていうのは、何か見られないんですけど、どこでしょうか。

問(9) ありがとうございます。「しゃべるな」、「うっせいな」というペ

一ジの上に行きますと、議長さんが「休憩前に引き続き会議を開きます。」ということで、ずっときまして、「総括質疑と関連のない動議でしたので、発言を許可しません。」というふうになっております。これ、多分、その前に休憩を挟んでおりますので、ある程度の中身の精査をした上で、議長がこういった形で議事整理権を使って議会の進行をしているというふうにとれますので、それに対して、まだここで発言を倉田議員がされているというようなことがあって、多分、4番議員のこういった突発的な発言というのが誘発されたというふうにとれるのかなと思いますけども。

答(16) 私はこのときの議長の議事進行に大変、疑義がございました。今思えば、そのときに議長の不信任を動議として出せばよかったと思っております。そういうことからしても、あまりにも疑義があるような議事進行でした。

私は、ちょっとこのとき、この文章を読む限りは、議長から何か発言は制止されておられませんので、突然、杉浦浩一議員からこういう発言があったというふうに私は理解しております。

問(9) すいません、会議録を見ますと、休憩前にも議長のほうが許可していませんという形で、多分、倉田議員がずっと手を挙げて「動議だ、動議だ」と。ただ動議の手順を踏まずに意見だけ述べてという形に対して、これ議事整理権をするのは普通だと思いますし。

答(16) 私は動議の手順を踏まなかったのは、議長だと思っております。どんな動議でも、議長がまず動議に賛同する者の採決を採った上で、動議の内容について議論しなければならなかったと思いますが、私が動議を出したにもかかわらず、私はこれ、動議を無視されたというふうに判断しておりますので、私は議長の議事整理権に問題があったと私は思っております。

ただ、それがあったとしても、こういった「しゃべるな」とか「うっせいな」という言葉を議場で発するっていいことでしょうか。

私はこれは非常に問題があると思っております。

問(9) 論点をすり替えてほしくないんですけど。基本的に今、この発言に対して、まず、侮辱かどうかということを知りました。

それから、あなたの不規則発言に対して、議長が注意をしたのかしてない

のか、制止があったのかなかったのか、そういったことを今踏まえて聞いているにもかかわらず、議長の議事整理権がおかしいだとか、そういう話はまた別の話ですし、これを見ましても倉田議員のずっと続く不規則発言、議長の声も聞こえなくなるような声、当時、私も記憶しておりますけども、15番議員さんのマイクの音は入っておりました。なので、自席でしゃべって見えても、申し訳ないですけども、スピーカーを通して聞こえてたっていうのは事実、私も感じていたところであります。

そういった不規則発言プラス議長の制止を無視した話、マイクで音を拾っているということに対して、皆さんが多分、うるさいなというふうに思ったところだと思っております。なので、4番議員さんのほうがずっと我慢を、これずっと見ましても4番議員さんがどっかでお話をされたっていうことは一切ないですし、4番議員さんもずっと我慢をされている中で出た言葉なのかなというふうに思います。なので、基本的に、認められた発言に対しての規則発言ではなくて、不規則発言に対しての、あくまでも不規則発言ということですし、侮辱っていうものが、申し訳ないですけども、僕が知っている定義と倉田さんが言われてる定義っていうのがちょっと違いまして。基本的には侮辱というのは、ばかにして辱めること、罵ること、悪口を言い立てるだとか、ないがしろにするということが侮辱に当たるのかなというふうに思いますけども、これをずっと見てきましても、そういったところに当たっていないというふうに判断できるので、僕は侮辱を与えたという考え方にはならないというふうに思っております。

問（16） まず、議長が制止したっていうところは、どこに書かれてるのか教えてください。私は制止は発言でされたというふうに記憶もないし、休憩中はあったかもしれませんが、この議事録上はないと思いますが、どこが私が制止されたのか教えてください。

答（9） すいません、ページをめくって見ていただければ、議長が一枚目、二枚目、倉田議員が動議、動議というふうに発声している部分の後からも、整理をさせてほしいという話もされておまして。

総括質疑のときには、通告制として大綱的な質問をしてほしいですよという

ことで、議長からのお願いもされておりました、そのあとに、議長、16番と発声するものあり。議長が何がと。動議ですと発声するものあり。はい、議長とまた発声するものがあり。ここで議長は何の動議ですかというふうに確認をされていて、そのあとに、休憩と発声するものがある、議長のほうから、この場で発言を許可しておりませんのでというような話になっております。ここで、まず止めてみえるのかなというふうに思います。

そのあとに、3番議員さんのほうから休憩をとということになっております。そのあとにも、また休憩後に議長のほうからも話が入っておりますけども、それでも不規則発言が続いているというふうに見えるんですけど。これ、だから、基本的には議事整理権として整理をされているということに対して、ずっと動議、動議と手を挙げてやっている。だから、制止されてるのかなと。

大綱的な質問かどうかってのは、また別の話なのかなと思いますので、ここでの議題ではないと思いますので。

意(16) いや、私はこれ読む限りでは、どこが制止された言葉、私の言葉をどこが制止されてるのかっていうことが分かりません。倉田議員の今発言しないでくださいとか、その辺があればまだいいんですけど、私に対する制止の言葉は、私はこの中では見当たりませんし、私は動議を発議してるわけですので、動議を取り上げなければいけない立場の議長が動議を取り上げないということで、私はこれは正しい議事進行になっていないということです。それはいいんですけど、ただ、この「しゃべるな」とか「うっせいな」という言葉自体は、私は議場で発する言葉では、幾ら我慢してようが何してようが発するような言葉ではないというふうに思いますので、こういった言葉をここで、もし、いいです、特に何も懲罰の対象となりませんっていうことであれば、今後、こういう言葉を議会で発しても問題にならないということになってしまうので、私は非常にそれは問題だと思っております。

意(9) 先ほども申しましたけども、「しゃべるな」、「うっせいな」という言葉が、議長だとかの許可を得て、正式に話をされてるものに対しての発言であれば問題だと思っておりますけども、申し訳ないですけども、これは倉田議員の不規則発言にも問題があつて、これも懲罰の対象じゃないのと言われたら、懲

罰の対象じゃないのと思います。それはもう個々の判断だ、感覚だって言われてしまうのであれば、あれですけども。これ不規則発言に対しての注意っていう形にもとれますので、この文言だけを捉えて、議会でこういう言葉を発しているんだっていう話にもなってませんし、先ほどからずっと論点のすり替えを行われていますので、一回ちゃんと、元に戻していただいて、発言をしていただきたいなと思います。

答（16） 私は、不規則発言いろいろあって、多分、ほかの人もいろいろ言っていたっていうのは覚えてます。その中で、幾ら不規則発言であっても、このような言葉を発するっていうことは、私はあってはならないというふうに思います。それが、不規則発言だからいいんだっていうことであれば、それはそういう考えの方はそういう発言でいいかもしれませんが、私は幾ら不規則発言であっても、言っている言葉と違ってよくない言葉があると思いますので、私はこのような言葉を不規則発言として出たとしても、それを認めるような議会になってほしくないなという思いでございます。

問（9） 僕も論点を変えるつもりはないですけども、この後の文章を見ましても、パワハラだって言葉が出てますよね。そのパワハラだっていう言葉を使って、社会現象にもなってますけども、何でもパワハラだと言えれば、相手が萎縮するっていうことで、相手を萎縮させるためにパワハラっていう言葉だとかモラハラっていう言葉を使う人もいます。

このときの状況を見ますと、申し訳ないんですけども、杉浦浩一議員、大きな声だったかもしれませんが、このパワハラだっていう声、僕も聞こえましたけども、すごく萎縮して怖い、何かおびえた形で、パワハラされたっていう声じゃなくて、パワハラだ、パワハラっていう、何か逆に本当に杉浦浩一議員、残念ながら誘発させられてしまったっていうような感じに僕は正直、音声を聞いていてとれましたので、そういう部分で、「しゃべるな」、「うっせいな」という、ただ文言だけが独り歩きして、これはいかんとかっていう話ではなくて、議会全体の秩序として、まずは不規則発言がいかんという話が元じゃないのかなと。それで、「しゃべるな」、「うっせいな」というのも、先ほど、この後あるのかちょっと分かりませんが、杉浦浩一議員のほうからも、下

を向いて発したと。先ほど倉田議員も、その時、皆さんがざわついていたというお話をされてましたんで、おっしゃいましたよね、おっしゃったのを僕ちょっと覚えてますけども、そのときざわざわしていたと。

なので、例えば4番議員さんの発言が倉田議員に対してのものじゃない、全体に対してのものだという形であれば、倉田議員からこれが出るっていうことはまず違いますし、倉田議員に対しての侮辱でも何でもないですし、全体に対しての浩一議員の発言だったという形なのかなというふうにもとれるというふうに考えられます。

委員長 同じような質問をされてますので、次の方。

問(14) 処分要求書の下から3行目の無礼な言葉、これ省きますけども、そのあとに議会の品位を落とす行為でもありますとあります。確かに、こういった言葉自体は僕は否定はしませんけども、例えば、不規則発言をどんどんして議会を乱しておると。これも明らかに議会の品位を落とす行為ではないでしょうか。

答(16) それは、時と場合によると思いますけど、議長が議事整理権を使ってきちんと議事を進行すればいい話ではないでしょうか。

問(14) であれば、この今の議会において、やはり不規則発言をした人、むしろ全員に対して謝罪を要求するのであれば、僕分かります、これは。だから、言葉は確かに汚いですが、この言葉だけをもって、杉浦浩一議員だけに謝罪を要求するというのは、ちょっと僕は理解できません。むしろ、なぜ、今言ったように、こういった言葉が発せられたかということは、やはり全体的に不規則発言がもう横行しておったと。それを何とかしたいというような感じでありますので、ただそれだけをもって、杉浦浩一議員だけに謝罪要求するのは、僕はちょっと的外れだと思っております。

以上です。

答(16) 私は、議長が憲法における言論の自由における議事進行をされていない。特に内藤とし子議員の発言を止められてるんですよね。この止められたことに対して、私は動議を出しました。動議を出したんですけど、総括質疑と関連のない動議というふうに言われました。

これ自体が、私は先ほども申してるように非常に問題のある議事進行をされてるっていうことで、それで私は、これ本当、言論封鎖ですからね、とし子議員の質問を止めるというのは。

委員長 倉田利奈議員に申し上げます。今、小嶋克文委員からの質疑に答えてください。

答（16） ですから、もしそこで私の発言がまずいのであれば、それは議長がきちんと注意すればよかった話じゃないですか。だけど、そこで私に対する注意はなかったと思うんですけど。

ですから、議事整理権は議長にございますので、議長が発言すればいい話ですし、私はそれが出るなら、処分要求書として出せばよろしい話じゃないかなと思います。

私は、この「しゃべるな」、「うっせいな」という言葉に対して、非常に疑義がある。そして私自身が傷ついたということで、今回、出させていただいたまでです。

委員長 小嶋克文議員、分かりましたか。

問（14） 僕、あくまでも、今言いたかったのは、不規則発言をした人に対して、全体に対して、なぜ、謝罪要求をしなかったのか。ただ、なぜ、杉浦浩一議員だけに対して言ったのか。それを僕は聞きたかったんです。

答（16） それは、議会にふさわしくない言葉であったというところです。

委員長 答弁になっていないと思うんですけど。

答（16） だから、不規則発言が全部よくないと、私、一切言ってません。そうでなくて、私に対して、「しゃべるな」、「うっせいな」っていう言葉自体が、この言葉が非常に私を傷つける言葉であり、そして議会としては全くもってふさわしくない、発してはいけない言葉だと私は思っておりますので、ですからこれに対して言ったわけです。不規則発言全部について言ってるわけではありません。

問（14） 最後にもう一回確認したいんですけども、こういった不規則発言を何回も何回もすると、やはり議会が乱れます。そういったことで、不規則発言というものが、議会の品位を落とすかどうかということをやっと確認したい

んですけど。それは。落とします。

答（16） いや、あまりにもひどいのは、落とすと思いますよ。落とすと思いますが、私は議長の、動議をきちんと動議として処理されなかったので、私は言ったままでです。

意（8） ちょっと初歩的なことを聞いて申し訳ないんですけども、倉田さんをこうやっていろいろと言うあれがありますけれども、浩一さんは先ほど弁明をしたわけで、ちょっと僕、思ってるのは、康憲さんも同僚議員のことを付度して、いや、倉田さんに言ったじゃなくて、いわゆる不規則発言をしてる皆さんに言ったんじゃないかと。そういったような発言がありましたし、それから、柳沢さんもそういったことを言ってお見えになりましたけれども、実際に、僕、杉浦浩一さんから倉田さんに対して言ったのかどうかということは、弁明の中にもありませんでしたので、実際に本当にそれを倉田さんに言ったのかどうかということをきちっと一回確認していただきたいと思うんですけども、それはできませんでしょうか。

委員長 あくまでもこれの会議においては、委員から倉田議員に対しての質疑でありますので、その辺の理解をよろしくお願いいたします。皆さんが最終的に判断する・・・

「もう一回きちっと確認していただきたいんですけどね。」と発声するものあり。

意（3） ちょっと一点だけ訂正というか、自分のためにも言っておきますけど。杉浦浩一議員を付度するために言ったということは全く。自分が感じたことなんで。

先ほど、不規則発言が認められるような話を皆さんしてますが、僕から言わせれば、不規則発言なんてものは論外です。子供たちに、学校でも無駄口をたたくなと言っていることで、これは別に倉田議員だけに言ってるんじゃない、皆さんに、不規則発言する人に対して、僕は言いたいです。

そういったことも嫌いなので、なるだけ言わないようにしています。言ったこ

とあるかもしれませんが。それが認められちゃうということになると、もう議会とか大人とかルールとかそんなもん全てなくなってしまうことですので、不規則発言がいいとか悪いとかってというのは、もう論外だと思っております。

意（８） 今、言われたように、裁判だとか何だかんだもそうなんですけれども、いわゆる疑わしきは被告の利益じゃないですけれども、実際に倉田さんは、浩一さんからそういった侮辱的な発言だとかパワハラ的な発言を受けたと言って、倉田さんは受けたって言うてみえるんですけれども。

だけど、実際に先ほどの反論や何かを聞いてるといって、浩一さんはそういう意識は全然なかったというような、そういう発言じゃなかったですか。

委員長 いや、再度申し上げます。あくまでも御意見ということであればいいんですけど、委員のほうの・・・

「意見ですよ。」と発声するものあり。

委員長 あくまでも、倉田議員に対しての質疑をお願いいたします。

意（９） 僕も意見ですけど、先ほど議場で杉浦浩一議員が弁明でお話をされたときに、下を向いて言われたと言って、パワハラだっていう言葉が聞こえてきて、そっちを見たら、倉田さんからにらまれたというお話があったのであれば、そのような形なのかなと。それも一つの考え方じゃないのかなと。なので、全体に対しての不規則発言に対して言ったってというお話だったのかなということじゃないんですか。

委員長 途中ではありますが、後で各委員の御意見は何いますので、そのときをお願いいたします。

意（１６） 私は、杉浦浩一議員から下を向きながら、こういう感じでにらまれました。それは私は本当に記憶に残っております。あまりにもちょっとびっくりしましたので、しっかり記憶に残っております。

そのあとに、杉浦浩一議員と目が合ったっていうのも何となく覚えております。ですから、私は完全に私と目が合って言われた言葉でしたので、私に対して言われたというふうに思っております。

地方自治法の133条においても、先ほどと同じ繰り返しになりますが、侮辱を受けたと思うときは、こうした侮辱に対する措置を求めることができるとなっておりますので、私は侮辱を受けたと思っております。

委員長 内藤議員いいですか。先ほど、手を挙げられていたけど。

意(15) 今、いろいろ皆さんお話しされてる中で、いろんな問題があると思うんです。動議を言っても動議として認めていただかなかったってということと、いろんな方が不規則発言をした。それはちょっと別の話で、4番議員が「しゃべるな」、「うっせいわ」と発言があったってということは、先ほどの弁明の中でも話が出ましたので、これはやっぱり議場で言うべき言葉ではないと思います。

委員長 内藤議員、意見ですか。倉田議員に対しての質疑です。

先ほど言いましたように、意見は後ほどお聞きしますので、意見であればそのときをお願いいたします。とし子議員、質疑であれば、続けてください。

意(15) はい、分かりました。まあいいです。

問(7) 議員に処分を科すからには、客観的な事実と証拠が必要と思うんですけど、今、倉田議員が、向かってにらみつけながら言われたと。もう一方で、4番議員は、下を向いて16番議員だけには言っていないみたいなことを弁明しておられたんですけども、やっぱり判断する立場としては、これ、両方違うことを言っているので、倉田議員のほうから客観的な事実と証拠をちょっと聞かせていただきたいなと思います。

答(16) 客観的な事実や証拠は、映像は、私が撮ることはできないですよ、この場で、議場ではできないですね、個別に。このときの、多分、ライブで放送されておりましたが、多分、何週間後にしかこれはアップされないと思うんですよ、映像というのが。だから、今の段階では、客観的な事実や客観的な証拠はありません。ありませんけど、私は、客観的な証拠が必要とは自治法の133条の解説にも書かれておりませんので、私は侮辱を受けたと思っておりますので、この133条にのっとって懲罰の処分の要求書をしたまでです。

問(7) こうやって処分を出してもらうのはいいと思うんですけど、権利で。ただ、僕は判断する立場として客観的な事実とか証拠がないと判断しようがな

いので、そこをしっかりと4番議員があなたに向かってそういう言葉を使った
ということ、ほかの人からも誰も聞いてないし、16番議員からしか伺ってな
いので、それは本当に事実だったのかっていうことをしっかりとちょっと、も
しあれば。

答(16) 私は事実だと受け止めたというところから、侮辱を受けたと思った
わけなんですね。ですから、私は今回出したわけなんですよ。客観的な事実と
言っても、先ほど、発言のことについても北川議員から客観的な事実はあるん
ですかって言われたんですけど、先ほどの弁明の中で、杉浦浩一議員はそうい
うような発言をしたってというようなことを言われてますので、そこは認めてら
っしゃるのかなと思うんですよね。

それが、私は私に向けてされたことというふうに私は受けたので、侮辱を受
けたとされたと思えば、133条により処分要求書ができるわけですので、私は
それに従って手続を踏んだまでです。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終了します。

倉田議員は退席してください。

倉田議員退席

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時40分

委員長 はい、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、杉浦浩一議員から本件について一身上の弁明をしたい旨の申出があ

りますが、これを許可して御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

よって、杉浦浩一議員の弁明を許可することに決定しました。

杉浦浩一議員の入室を許可します。

杉浦浩一議員入室

委員長 杉浦浩一議員に一身上の弁明を許可します。

説（４） 委員長のお許しを得ましたので、弁明をさせていただきます。

2023年3月2日の総括質疑において、議会が混迷したため、一時休憩となりました。

その後、議会が再開し、議長から休憩前に出された倉田議員の動議に関する説明がありましたが、その最中に、かなり大きな声で不規則発言が聞こえたので、また議会の進行が滞るのではないかと思い、警鐘の意味で静かにしてほしい、不規則発言をしないでほしいという思いの発言をした記憶はあります。

その後、私の発言後、私は下を向いて発言したので、倉田議員のおっしゃる、私をにらみつけて発言とありますが、そのような事実はないと認識しております。

私が、独り言を行った後、パワハラだという発言が聞こえてきたので、そちらの方向を振りむくと、倉田議員が私のほうをにらみつけてパワハラって言うので、多数ある不規則発言の中で、倉田議員は自分のことを指摘されたんだなということが分かりました。

よって、私の独り言は、倉田議員一人じゃないんですけども、不規則発言が多過ぎて誘発されたものであると認識しております。

私の発言は、議会の進行を妨げる者への苦言であって、侮辱の意図は全くなく、人権侵害をしたという認識も全くございませんし、そのような事実もござ

いません。

また、無礼な言葉、議会の品位を落とす行為と明記されていますが、正常な議会運営の進行を阻害する者への苦言は、それに当たらないと私は考えています。

以上、私の弁明です。

委員長 それでは、ただいまの一身上の弁明に対する質疑を求めます。

問（８） 今、杉浦委員から話がありましたけれども、ここに書いてあるような、そういった事実はないと。

それで、杉浦委員が言われたことというのは、いわゆる不規則発言がようけあったので、そういったことに対して警鐘の意味も含めて、こういった言葉を言ったと、そういった理解でよろしいですか。

答（４） おおむねそういうことですが、私も、２週間近く前のことなんで鮮明に覚えてないですけども、もともと私、そう発言するほうじゃないんですけども、じっと眺めながら、どうしてこんなに滞っちゃうのかなって、正直自分の中でいらいらしてたっていうのもあって、その中で、休憩挟んで、やっと正常化するかなっていうところで、また不規則発言があったんで、思わずそういう、ちょっと私が「しゃべるな」、「うっせいな」って言った記憶も実はないんですけど、何か言ったっていうことは認めますけど。

ただ、倉田議員に対してって言われると、そういうわけでもないかなと思っています。

委員長 ほかに、質疑はありませんか。

問（７） 倉田議員が、４番議員に「しゃべるな」、「うっせいな」っていうふうに処分要求が出ていますけど、これを実際に言ったんですか。

答（４） 私は、その言葉を言った記憶がちょっと定かではないですけども、そのような意味合いの発言をした記憶がありますけど、動作でちょっと再現させていただくと、こういう感じで、ちょっと我慢ならず、そういう発言をしたと私は記憶していて、倉田議員に向かって、「黙れよ」、「しゃべるなよ」って指を差してにらんだりとか、そういう発言はしてはいません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、杉浦浩一議員の退室を求めます。

杉浦浩一議員退室

委員長 それでは、杉浦浩一議員に陳謝の懲罰を科すかどうかについて御意見を求めます。

初めに、3番、杉浦康憲委員。

なければないで結構です。順番にお聞きしていきます。

陳謝の懲罰を科すかどうかについての御意見です。

意（3） はい、意見ですね。ないです。

委員長 次に、5番、岡田公作委員。

意（5） 特にありません。

委員長 次に、7番、長谷川広昌委員。

意（7） 4番議員、16番議員、両名のお話を伺いましたが、私の意見としては、不規則発言に対しての4番議員の発言であって、誰に対して向けられたのかが不明確。確かに、言葉遣いは荒い面があるので、今後、気をつけていただきたいんですけども、一方だけを懲罰の対象にすることは、私はそぐわないと思うので、処分の対象にはしないほうがいいのかと思っています。

委員長 次に、8番、黒川美克委員。

意（8） 私も今、7番議員と一緒に、実際に倉田さんはそういった事実があった、それから浩一議員は、そういった事実はないと。真っ向から意見が食い違ってますので、それをどちらがいいか。

実際に、その中で話があったみたいに、とにかく、不規則発言が多数あって、そういったことを静めるためにも、そういったことを言ったというようなことを言っておみえになりましたので、私は7番議員と同じで処分はなしでいいと思います。

委員長 次に、9番、柳沢英希委員。

意(9) 私も7番、8番委員と同じでいいと思ってます。

僕も当時、4番議員さんが発言をされたときの姿というのは、僕はここから見てましたけども、ずっとこう机に向かってっていう感じで発言をされていたのを記憶しておりますし、それが本当に16番議員さんだけに対して言われたのかっていう話であれば、多分、御本人自体もそうですし、僕らもそうですけども、多分、話す人、伝えたい相手のほうを向かってしゃべってるはずだと思うんですけども、そうではなかったのかなと。

倉田議員はそういうふうだという話をされてましたけども、それを客観的に事実というふうに認められるものっていうのが、やはりないということを考えると、皆さんの意見もそうですけども、全体の不規則発言に対しての注意という部分でもあったのかなというふうに捉えると、全体的に対してっていうことなので、一個人をどうこうというような話ではないかなというふうに思います。

委員長 次に、14番、小嶋克文委員。

意(14) 先ほど7番委員が言われましたように、僕も謝罪することはないと思います。

今、いろいろとお話がありましたけども、一つは、特定できないこと、それから、先ほど申し上げましたけども、あまりにも不規則発言が多くて、やはり全体から見て、これは謝罪するかしないかということを考えなければいけないと思いますので、個人一人だけに対してそういった謝罪を要求することは、僕は不適切であると思いますので、この要求に対しては、陳謝の必要はないと思います。

以上です。

委員長 次に、15番、内藤とし子委員

意(15) 私、今いろんな意見出ましたけれども、不規則発言が多かったからという意見。だから、それを牽制するため意見があったんだということが出ましたが、厳粛な議場で話す言葉ではありませんし、やはりこの言葉遣いそのものを問題にしてるわけですから、これはやっぱり陳謝していただかないといけないと思います。

幾ら正常にしようとして発言したとしても、もう少し言葉遣いが、ほかにあるわけですから、こういう言葉で発言しては、議会の品位を落としますし、倉田議員が侮辱を受けたと、4番議員から。顔を見て、目も合ったと。受けたと思うときは、議会に対して、その事実を申し立てて、侮辱した議員の懲罰を要求することができるかと載ってますので、これはちゃんと陳謝していただくことが筋だと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。

ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、本件の意見を終了いたします。

これより採決いたします。

採決の内容は、杉浦浩一議員に対し、陳謝の懲罰を科すか否かであります。

お諮りいたします。

杉浦浩一議員に対し、陳謝の懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手少数

委員長 挙手少数であります。

よって、杉浦浩一議員に対し、陳謝の懲罰を科すことは否決されました。

以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

以上をもちまして、懲罰特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 3 時 54 分

懲罰特別委員会委員長

懲罰特別委員会副委員長